

令和6年第4回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年4月26日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第5 議案第20号令和6年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第6 議案第21号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第7 議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和6年第4回三股町農業委員会総会審議結果

日程第4

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第5

議案第20号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

日程第6

議案第21号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 12 ）

日程第7

議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 11 ）

令和6年第4回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 4月26日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 4月26日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	下石	昭廣
3番委員	内村	介貞
4番委員	中石	均
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局	局 長	山田	正人
事務局	局長補佐	山内	和広
事務局	係 長	井上	香

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和6年第4回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さんと1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計3件4筆2,917㎡、うち田が3筆1,965㎡、畑が1筆952㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁27番から3頁29番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第4議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件6筆6,041㎡、うち田が1筆1,807㎡、畑が5筆4,234㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 19 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 5 頁 14 番から 6 頁 18 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 14 番、受付年月日：令和 6 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：344 m²です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は自己資金及び借入となっております。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 14 番は 4 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在借家に住んでおり、子供の成長とともに手狭になったため、譲渡人との土地購入の話が決まったため一般個人住宅の建設を計画されたものです。雨水については南側道路側溝に接続し汚水については公共下水道へ接続するため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 15 番、受付年月日：令和 6 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇 他〇名、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇他〇筆、地目：畑、面積：615 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟、通路、資金計画は借入になります。こちらの農地は第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 15 番は 4 月 26 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

今回の申請地は 2 筆に分割されており、1 筆は令和 6 年 2 月に許可されております。残りの 1 筆に一般個人住宅を建設されるものです。雨水については北側道路側溝に、汚水については公共下水道へ接続となっているため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 16 番、受付年月日：令和 6 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字古堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：354 m²です。使用貸借権の設定転用目的は一般個人住宅 1 棟と追認による倉庫になります。始末書が提出されております。資金計画は借入になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 16 番は 4 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在借家に住んでおり、家族が増えるため実家近くの土地を探していたが、話がまとまらず、実家に隣接した土地を使用貸借し一般個人住宅を建築するものです。雨水については北側道路側溝へ、汚水については公共下水道へ接続するもので特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 17 番、受付年月日：令和 6 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字花谷〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,807 m²です。こちらは売買による所有権設定で、転用目的は追認による山林となっており、始末書が提出されております。資金計画は自己資金になります。こちらの農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第 2 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6 番委員（溝口 良信）

受付番号 17 番は 4 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地の周辺は申請者の谷口林業が山林を買っています。この土地についても伐採がされておりました。全体に今後植林することの事です。申請地に 400 本の杉を植えるとのことです。東側は川になっています。周囲は山林です。農地は周りにはありません。障害はありません。雨水は浸透、川に流れていきます。このことから特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番、受付年月日：令和 6 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：2,921 m²です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は建売住宅 6 棟、及び通路敷地となります。資金計画は自己資金になります。農地区分は 10ha 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げる集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号18番は4月23日に第2ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は建設業を営んでおり近年、建売住宅の需要が高くなったことから土地を探していたところ県道に近隣に位置し、道路事情がよい申請地が売却されるのを知り、今般買いうけるものです。周辺は居住を希望するお客が見込めるため建売住宅6棟の建築販売計画をされるとのことです。周囲にはブロック塀を隣接し、農地へ雨水、土砂が流れ込まないように十分配慮します。雨水、生活排水については合併浄化槽を設置、新設側溝を経由し、町道側溝に接続、放流します。雨水は注水枡を経由し、町道側溝に接続されることから特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号14番から18番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号14番から18番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第5、議案第20号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田正人）

議案第20号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料7頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回4名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回の候補者4名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第20号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 20 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田正人）

議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、利用権設定につきましては、合計 12 件 21 筆 18,989 m²、うち田が 17 筆 13,251 m²、畑が 4 筆 5,738 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、利用権設定の各筆明細は総会資料 9 頁 94 番から 11 頁 105 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、利用権設定に関する総会資料 9 頁 94 番から 11 頁 105 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（山田正人）

議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 11 件 15 筆 16,078 m²、うち田が 11 筆 9,054 m²、畑が 4 筆 7,024 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 13 頁 27 番から 15 頁 37 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 13 頁 27 番から 15 頁 37 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。4 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 4 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分